

## 第 1 回運営委員会における委員からのコメントと対応方針(案)

第1回運営委員会におけるコメントとその対応方針(案)を、下表に整理する。

表 1 第 1 回運営委員会におけるコメントとその対応方針 (案)

No	第 1 回運営委員会における委員コメント	対応方針 (案)
1	<p>&lt;実証機関の相談会における相談料について&gt; 我々の分野（湖沼等水質浄化技術分野）では、ETV 事業の活性化のためには相談会を開催することが有効と考えている。参加費無料で開催している実証機関もあるが、実証機関の負担がかなり大きいいため、その負担を緩和する方策を有料化ということも含めて考えて頂きたい。（福島委員）</p>	<p>今年度は、相談会は営業活動として実証機関の仕様書の項目に該当するものであるため、営業活動全体を業務費用として認めることはできない。 今後は、相談者によっては相談料をとることを認めてよいと考えている。事業実施要領（案）で、環境省としての実証の範囲を明確にする。</p>
2	<p>&lt;実証申請数の減少に対する対策について&gt; 実証申請数が少ない現状で、本来の中小企業を育成する等という目的がある中、今後実証申請数をどのように増やしていくのかについての取組みが資料の中から見えてこない。今後の課題として実証申請数が少ないことがほとんど挙げられていないが、そこはどのように考えているのか。（岡田委員）</p>	<p>既存の技術分野以外の実証ニーズに対しては、テーマ自由枠で受け入れて実証数を伸ばしていくことを考えており、既存の技術分野に関しては、ISO14034 を活用して海外への情報発信のニーズを持つ事業者を取り込み、実証数を伸ばしていくことを検討している。</p>
3	<p>&lt;テーマ自由枠申請技術への事前審査における有識者ヒアリングの実施方法について&gt; ① 分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会の時に問題になったヒアリング調査における有識者への依頼等の手順について、最終的にどのような対応を取るのか。（岡田委員） ② 事務局が選んだ有識者の意見を資料として出すと、小委員会の結論を引っ張る可能性もある。小委員会委員と有識者の立場をもう少し整理して欲しい。（村井委員） ③ 小委員会で誰にヒアリングすべきかを尋ねて実施するというやり方もある。（藤田座長）</p>	<p>分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会において議論しており、平成 29 年度のテーマ自由枠の運営手順及びヒアリング調査の雛形として、実施方法等を整理した。</p> <p>①及び③：依頼にあたっては、環境省と相談のうえ、分野ごとに広く知見を持ち合わせる有識者を選定することとする。 ②：対象技術選定にあたっては、有識者意見は参考とし、分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会の委員の検討・助言をうけて、実証運営機関が選定し、環境省の了承を得る。</p>

No	第1回運営委員会における委員コメント	対応方針（案）
4	<p>&lt;テーマ自由枠実証方法の適切性について&gt;</p> <p>①実証試験場所・条件の適切性をどのように担保するのか。 （小林委員）</p> <p>②場合によってはより客観的に見るということで、フィールド試験の実施場所が複数になることもありうるということか。（小林委員）</p>	<p>対象技術の審査段階で、実証運営機関が事前調査及び小委員会等の検討・助言等を踏まえ、実証可能性を審査する。また、実証申請者に実証内容の概要を申請段階で公開可能な情報として提出していただき（申請書要求事項に含める）、この情報を実証機関公募の際に実証項目の案も含めて提示した上で、実証機関を公募する。</p> <p>その後、実証機関が設置する技術実証検討会の中で、予算額をふまえ、適切な実証方法を検討する。</p> <p>場合によっては実証試験場所が複数になることもありうる。</p>
5	<p>&lt;導入事例のコメントについて&gt;</p> <p>ETVに関する事業者からのコメントの記載内容について、特に定量的なものに関してはデータを見ておかないと、環境省のマークが入ることもあり、環境省のお墨付きということになるので、シビアに確認して欲しい。（河村委員）</p>	<p>実証結果以外のデータの信用性を環境省として100%担保するのは不可能であるため、ご指摘の部分に関しては、実証報告書（概要版）の参考情報の部分と同様の位置づけとし、以下の留意事項を付記する。</p> <p>「ETV事業に関する事業者様のエピソード及び技術概要については、事業者様の責任においてご紹介いただく内容であり、環境省及び実証機関は、内容に関して一切の責任を負いません。」</p>
6	<p>&lt;ISO14034への準拠について&gt;</p> <p>現在の環境省ETVはISO14034に当てはめた際にどの程度適合しているのか。（小林委員）</p>	<p>環境省ETVの内容は、ISO14034と大きく乖離するものではない。ISO14034の要求事項該当部分の確認、各種資料との内容の整合性も含め、事業実施要領の改定案を作成した。</p>
7	<p>&lt;ISO14034発行後の実証済技術の取扱いについて&gt;</p> <p>ISO14034が発行した後に、それまでの実証済技術の扱いはどうするのか。遡ってのISO14034準拠が難しいということであればそれで構わないと思うが、問題はISO14034準拠のために再度同じ試験を行ってほしいとなった場合、トータルで倍の負担が申請者にかかってしまうことである。実証済技術のISO14034準拠のための手順を検討しておかなければならないと思うがいかがか。（藤田座長）</p>	<p>国内での認証体制等については、他国の動向も注視しつつ整備を進める。なお、ISO準拠前の実証については、実証の適合性が担保できれば再試験の必要はないと考えている。</p>

